

令和7年度(令和6年分所得)市民税・県民税の申告について

市県民税申告書は、市県民税、国民健康保険税、介護保険料等を決定する際の基礎資料となるばかりでなく、福祉、医療、教育資金等の給付の資料、各種申請の際必要となる課税(所得)証明書のもとになるものです。

【申告が必要な方】

1月1日現在紀の川市内に住所のある方。ただし、下記に該当する方は申告の必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を税務署に提出される方
- (2) 前年中の収入が給与収入のみで勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
- (3) 前年中の収入が公的年金のみの方
- (4) 前年中の収入がなかった方

※(2)(3)に該当する方でも、社会保険料控除、医療費控除などの各種控除を加える場合は申告が必要です。

※(4)に該当する方でも、国民健康保険加入者の方、介護保険被保険者の方や非課税(所得)証明が必要になる方など、所得確定が必要な方は申告が必要です。

【申告に必要なもの】

- (1) 【マイナンバー関係書類】 番号確認と本人確認ができる書類

個人番号カード 又は **通知カード+本人確認書類(運転免許証など)**

※郵送により申告書を提出する場合は、上記確認書類の写しを添付してください。

扶養親族等の個人番号については、申告書に記入していただきますが、確認書類の提示又は写しの添付は必要ありません。

- (2) 申告書
- (3) 所得を証明できる書類
 - ①給与・年金所得のある方は、源泉徴収票
 - ②営業等・農業・不動産所得のある方は、収支内訳のわかる帳簿又は書類など
 - ③その他の所得がある方は、収入額及び必要経費がわかる書類など
- (4) 社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)、生命保険料、地震保険料、障害者、勤労学生等の各種控除を受けられる方は、各種控除証明書、障害者手帳、学生証など
- (5) 医療費控除を受けられる方は、明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知
医療費控除の特例を受けられる方は、明細書及び健康の保持増進、疾病の予防への取組として行った「一定の取組」を明らかにする書類 **※領収書添付による申告はできません。(領収書添付不可)**
- (6) 雑損控除を受けられる方は、り災証明や災害関連支出金の領収書など
- (7) 日本国外に居住する親族に係る扶養親族などの適用を受ける方は、親族関係書類及び送金関係書類

【申告書の提出先】

紀の川市役所 本庁 税務課 及び 各支所、出張所

※ 申告相談会場設置期間中は、各申告相談会場にて提出してください。

※ 郵送により申告書を提出する場合は、必要書類を添付のうえ、申告書は1枚目のみを送付し、2枚目の「控」は保管しておいてください。なお、「控」に受付印の押印が必要な方は、返信用の封筒(宛名を記入し切手を貼付)をご自身でご用意いただき同封してください。

【申告書の提出期限】

令和7年3月17日(月)

このパンフレットは申告書の記入にあたってのあらましを説明したものです。詳細なご質問やわかりにくいところがあれば、下記までお問い合わせください。 〒649-6492 和歌山県紀の川市西大井338番地 紀の川市役所 税務課 TEL 0736-77-2511

(1)所得について

① 営業等所得	卸売業・小売業・製造業・修理業・建設業・金融業・運輸業・サービス業などから生ずる所得
② 農業所得	農産物の生産・果樹などの栽培・養蚕・農家が兼営する家畜、家きんの飼育や、わら加工品その他これらに類するもの、酪農品の生産などの事業から生ずる所得
③ 不動産所得	貸家・貸事務所・貸室・アパート・貸ガレージ・貸宅地・ネオンサイン設置などによる所得
④ 利子所得	公社債及び預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配金の所得
⑤ 配当所得	株式の配当・出資の配当、商法上の「金銭の分配」(いわゆる中間配当)、企業組合・農事組合法人などの剰余金の分配、建設利息、相互保険会社の基金利息、証券投資信託(公社債投資信託を除きます。)の分配金などの所得
⑥ 給与所得	俸給、給料、賃金、歳費、賞与などの所得
⑦ 雑所得	著述家以外の方が受ける原稿料や印税、講演料、放送謝金、貸金利子(非営業の利子に限る)、年金、恩給などの他の所得に当てはまらない所得

(2)所得の控除について

⑩ 社会保険料控除	前年中に支払った国民健康保険税(料)・国民年金保険料・介護保険料・その他の保険料の合計額。
⑪ 小規模企業共済等掛金控除	前年中に支払った第一種共済掛金や心身障害者扶養共済掛金の合計額。
⑫ 生命保険料控除	前年中に支払った一般の生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料について裏面を参考に算出してください。
⑬ 地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料について裏面を参考に算出してください。
⑭ 寡婦控除	(1)夫と離婚した後再婚していない人で、子以外の扶養親族がある人、又は、(2)夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明の人。(1)、(2)とも合計所得金額が500万円以下の人。【控除額26万円】 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない事。
⑮ ひとり親控除	婚姻歴や性別に関わらず、生計を同じくする子(総所得金額等が48万円以下)のある現に婚姻をしていない人又は配偶者の生死の明らかでない一定の人。(合計所得金額500万円以下) 【控除額30万円】 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない事。
⑯ 勤労学生控除	勤労学生とは、給与所得等を有する人のうち、合計所得金額が75万円以下で、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得の合計額が10万円以下の人。【控除額26万円】
⑰ 特別障害者控除	申告者、同一生計配偶者又は扶養親族の障害の等級に応じて控除を受けることができます。 特別障害者・・・障害者のうち精神又は身体に重度の障害がある人で、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等の人
⑱ 普通障害者控除	普通障害者・・・身体障害者手帳に身体上の障害がある旨の記載がされている人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、療育手帳B等の人(特別障害者を除く) 【控除額 普通障害者26万円、特別障害者30万円、同居特別障害者 53万円】
⑲ 配偶者控除	申告者の妻又は夫で、前年の12月31日(年の途中で死亡した人については、その死亡の日)現在生計を一にする人で、前年中の合計所得金額が48万円以下である人。申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。控除額は裏面の表を確認してください。
⑳ 配偶者特別控除	配偶者に48万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられない場合、申告者及び配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。申告者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、控除は受けられません。控除額は裏面の表を確認してください。
㉑ 扶養控除	申告者と、前年の12月31日(年の途中で死亡した方については、その死亡の日)現在生計を一にし、前年中の合計所得金額が48万円以下の扶養親族のうち、年齢16歳以上の方(平成21年1月1日以前に生まれた人)で扶養控除を受けられる方を記入してください。 ・老人扶養・・・昭和30年1月1日以前に生まれた人(70歳以上) ・同居老親等扶養・・・同居している老人扶養親族で、申告者が配偶者の親・祖父母(直系尊属) ・特定扶養・・・平成14年1月2日から平成18年1月1日までに生まれた人(19歳以上23歳未満) ・その他の扶養・・・昭和30年1月2日から平成14年1月1日、平成18年1月2日から平成21年1月1日に生まれた人【控除額 老人扶養38万円、同居老親等扶養45万円、特定扶養45万円、一般扶養33万円】 ※16歳未満の扶養親族の記載欄について扶養親族のうち、年齢16歳未満の方(平成21年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。均等割、所得割の非課税限度額の算定に必要となります。 ※別居の扶養親族がいる場合は申告書の(10)「別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。
㉒ 基礎控除	申告者の合計所得金額により、控除額が異なります。控除額は裏面の表を確認してください。
㉔ 雑損控除	申告者や、配偶者又はその他の親族が、前年中に災害・盗難・横領(詐欺又は脅迫による損失は含まない)により住宅や家財などに損害を受けた場合は、次のいずれか多い方の金額が控除されます。 A.(損失金額ー保険金などで補てんされる金額)ー(総所得金額等の合計額×10%) B.(損失金額ー保険金などで補てんされる金額)のうち災害関連支出の金額ー5万円 ※ただし、この控除を受ける場合、り災証明や災害関連支出金の領収書等が必要になります。
㉕ 医療費控除	申告者、配偶者又はその他の扶養親族のために前年中に医療費を支払った場合、次の金額が控除されます。(支払った医療費ー保険金などで補てんされる金額)ー(総所得金額等の合計額×5%又は10万円とのいずれか少ない額) ただし、限度額は200万円です医療費控除の明細書や医療費通知書が必要です。(医療費の領収書は自宅で5年間の保存が必要です。) セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が創設され、医療費控除との選択になり、次の金額が控除されます。 スイッチOTC医薬品購入代金ー12,000円＝控除額(上限88,000円)

(3)税額控除について

(12) 配当割額、株式等譲渡所得割額控除	特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した方で、住民税配当割・株式等譲渡所得割が源泉徴収されている場合、当該配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除し、控除することができなかった金額があれば、その金額を充当又は還付します。
(13) 寄附金控除	以下の団体等に対して2,000円を超える寄付を行った場合については、税額控除が受けられます。 (1)都道府県・市区町村(特例控除対象)に対する寄附金 (2)住所地の都道府県共同募金会・日赤支部、都道府県・市区町村(特例控除対象以外)に対する寄附金 (3)都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

(4)所得金額調整控除に関する事項について

(15) 所得金額調整控除に関する事項	申告者の給与収入が850万円を超え、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。対象者(1人)を記入してください。 (1)本人が特別障害者に該当する (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する (3)特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
---------------------	---

⑩ 社会保険料控除
国民健康保険料(料)・国民年金保険料・介護保険料などで前年中に支払った分や給与等から差し引かれた金額の合計額を記入してください。

⑫ 生命保険料控除
(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)
A 一般生命保険料(合計) 円
B 介護医療保険料(合計) 円
C 個人年金保険料(合計) 円
D 保険料の金額 保険料の控除額
E 各保険料控除額(合計) 最高70,000円

申告書の(3)「所得から差し引かれる金額」の⑫に「E」の金額を記入してください。

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)
A 一般生命保険料(合計) 円
B 個人年金保険料(合計) 円
C 保険料の金額 保険料の控除額
D 各保険料控除額(合計) 最高70,000円

申告書の(3)「所得から差し引かれる金額」の⑫に「D」の金額を記入してください。

(3) 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除
新契約については(1)の計算方法により、旧契約については(2)の計算方法によります。ただし保険料等の上限はそれぞれ28,000円になります。

(新+旧)一般生命保険料控除・上限(28,000円)
(新+旧)個人年金保険料控除・上限(28,000円)

(4)各保険料控除額合計の上限は70,000円
生命保険料控除(上限70,000円)＝一般生命保険料控除＋個人年金保険料控除＋介護医療料控除

⑬ 地震保険料控除
A 地震保険料(合計) 円
B 旧長期保険料(合計) 円
C Aの金額 地震保険料の控除額
D Bの金額 旧長期保険料の控除額
E 地震保険料控除額(C+D) 最高25,000円

申告書の(3)「所得から差し引かれる金額」の⑬に「E」の金額を記入してください。

※旧長期損害保険契約等とは、以下の要件を満たすものをいいます。
(1)平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
(2)満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
(3)平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

⑮～⑰ 配偶者控除・配偶者特別控除
(申告者の合計所得金額が1,000万円以下であること)
配偶者の合計所得金額
配偶者の合計所得金額
配偶者の合計所得金額

老人控除対象配偶者 ※昭和30年1月1日以前に生まれた方(70歳以上)

令和7年度 市民税・県民税 申告書
(令和6年1月1日～令和6年12月31日分)
(宛先) 紀の川市長
住所 紀の川市 西大井338番地
職業 会社員
氏名 税務 太郎
収入 500,000円
所得 200,000円
国民健康保険料 298,700円
国民年金 155,750円
合計 454,450円
配偶者 税務 花子
収入 410,000円
所得 260,000円
扶養 税務 次郎
収入 27,600円
所得 2,336,950円
合計 2,410,575円

《公的年金等を受給している方》
厚生年金・国民年金・共済年金・厚生年金基金・恩給などの公的年金等の収入について公的年金等の源泉徴収額の支払い金額を申告書の(2)「収入金額等及び所得金額」のク欄に記入してください。2ヶ所以上から年金を受給している場合は、その収入金額の合計を記入してください。(遺族年金・障害年金は課税の対象にはなりません。)
下記の表にあてはめて所得を計算し、申告書の(2)「収入金額等及び所得金額」のク欄に記入してください。

《公的年金等以外の雑所得がある方》
原稿料・講演料等や郵便年金・互助年金などの公的年金等の収入とみなされない収入は、申告書の(7)「雑所得(公的年金等以外)に関する事項」の欄に記入の上、所得金額を計算し、公的年金等の所得がある場合はそれと合計して申告書の(2)「収入金額等及び所得金額」のク欄に記入してください。
なお、収入金額は(ケ)公的年金等、(ク)業務に係るもの、(コ)その他のものに分けて記入してください。
業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。

A 公的年金等の収入金額 円
昭和35年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)
公的年金等に係る雑所得以外の合計所得額
1000万円以下の場合
2,000万円超の場合

申告書の2枚目の用紙は、控用となっていますので、記入後に切り離して保管してください。

(4)給与所得の内訳
日給 勤務日数 月収
1 80,000円
2 80,000円
3 80,000円
4 80,000円
5 80,000円
6 80,000円
7 80,000円
8 80,000円
9 80,000円
10 80,000円
11 80,000円
12 85,000円

(5)事業・不動産所得に関する事項
所得の種類 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 所得金額
(収入金額－必要経費)

(6)配当所得に関する事項
配当所得の種類 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 所得金額
(収入金額－必要経費)

(7)雑所得(公的年金等以外)に関する事項
種目 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 所得金額
(収入金額－必要経費)

(8)総合課税・一時所得の所得金額に関する事項
総合課税 短期 長期 一時
収入金額 必要経費 差引金額 特別控除額 所得金額

(9)事業専従者に関する事項
氏名 続柄 生年月日 明・大 専従者給与(控除額)
1 氏名 続柄 生年月日 明・大 専従者給与(控除額)
2 氏名 続柄 生年月日 明・大 専従者給与(控除額)
3 氏名 続柄 生年月日 明・大 専従者給与(控除額)

(11)事業税に関する事項
非課税所得金額
所得金額
(収入金額－必要経費)

(10)別居の扶養親族に関する事項
氏名 続柄 収入金額 所得金額
1 氏名 続柄 収入金額 所得金額
2 氏名 続柄 収入金額 所得金額
3 氏名 続柄 収入金額 所得金額

(12)配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
配当割額控除額
株式等譲渡所得割額控除額

(14)給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法
給付から差引法(特別徴収)
自分で納付(普通徴収)

(13)寄附金に関する事項
都道府県・市区町村分
(特別控除対象)
(住所の共同委員会、日本支部分、都道府県、市区町村分(特別控除対象以外))
都道府県
市区町村

(15)所得金額調整控除に関する事項
支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ割られた金額を記入してください。ただし、認定特定非常勤活動法人及び特別認定特定非常勤活動法人以外の特定非常勤活動法人に対する寄附金については、上記に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

(例) 昭和14年3月21日生まれて公的年金等の収入が3,327,500円
3,327,500 × 0.75 = 2,750,000円
3,327,500 × 0.75 - 2,750,000 = 2,220,625円
(円未満切捨て)
年金所得額 = 2,220,625円

《給与所得のある方》
下記の表にあてはめて所得を計算し、その金額を申告書の(2)「収入金額等及び所得金額」のク欄に記入してください。

申告書の(4)「給与所得の内訳」の欄にも記入してください。
A 給与等の収入金額 円
Aの金額 給与所得の金額
~550,999円 0円
551,000円 ~ 1,618,999円 A-550,000円
1,619,000円 ~ 1,619,999円 1,069,000円
1,620,000円 ~ 1,621,999円 1,070,000円
1,622,000円 ~ 1,623,999円 1,072,000円
1,624,000円 ~ 1,627,999円 1,074,000円
1,628,000円 ~ 1,799,999円 A ÷ 4 B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円 ~ 3,599,999円 B (千円未満の端数切捨て) B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円 ~ 6,599,999円 B B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円 ~ 8,499,999円 A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000円 ~ A-1,950,000円

(例) 給与収入が1,925,000円の場合
1,925,000円 ÷ 4 = 481,250円(千円未満の端数切捨て)
481,250円 × 2.8 - 80,000円 = 1,266,800円
給与所得額 = 1,266,800円

⑳ 所得金額調整控除
(1)給与等の収入金額が850万円を超える場合で、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当するときは所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引く。(ア)特別障害者に該当する(イ)22歳以下の扶養親族を有する(ウ)特別障害者である同一生計配偶者を有する(エ)特別障害者である扶養親族を有する
【所得金額調整控除＝(給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1】

(2)給与所得及び公的年金雑所得があり、それらの合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に所得調整控除として給与所得の金額から差し引く。
【所得金額調整控除＝(給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円)) - 10万円】

※(1)、(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)の金額を控除します。